

資料 1

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 2 年度 屋久島町訪日外国人向け観光 P R 事業業務委託

2 委託業務の目的

屋久島町は、我が国初の世界自然遺産登録地域をはじめ、世界に誇る類まれな美しい自然環境を有しており、国内では広くその名を知られるところであるが、海外においてはまだまだ認知度が低く、効果的な誘客ができていないことから、海外への魅力発信を強化する必要がある。

このことから、本業務では屋久島の認知度向上を図るための媒体として、類まれな自然環境の中で余暇を過ごす魅力を伝えるための動画を制作し、欧米豪市場をターゲットとした P R 及びセールスプロモーション展開により、訪日旅行者の屋久島町への誘客促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 3 年 2 月 26 日まで

4 委託業務の内容

(1) 観光 P R 動画の制作

- ① 屋久島の類まれな自然環境、山岳信仰文化、自然体験アクティビティ（エコツーリズム）に加え、里の文化や水の循環など、持続可能な観光と資源活用の要素を取り入れた動画を制作すること。
- ② 動画の仕様
 - ア 画質は 4 K 以上の方式とし、ファイルデータ形式は YouTube 等の動画サイトや SNS 及び DVD プレイヤー、パーソナルコンピュータ等で再生可能な形式とすること。
 - イ 制作する動画は、10 分程度、1 分程度、30 秒程度の 3 本とし、いずれも欧米豪市場において屋久島の認知度を高め、旅行先として選択肢に加えてもらえるよう、効果的に魅力を伝えられるものとする。
 - ウ ドローン空撮等、映像を制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような動画に仕上げる。
 - エ 動画制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が困難な場合や、適当な映像が撮影できなかった場合には、受託者が所有する映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像を使用する際の手続きは受託者において行う。
 - オ 音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナル素材又はフリー素材を使用し、著作権法に抵触しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、受託者において行う。

(2) 情報発信及び分析

制作した動画を、動画投稿サイトやSNSなどで配信し、視聴者の属性等を分析すること。

5 成果品の納品及び実績報告

(1) 成果品の納品

①DVD

原盤を1枚、複製3枚を納品すること。

②データメディア

「4 業務の内容 (1) ②動画の使用 ア」のとおり、様々な機器で再生可能なファイル形式とし、DVD-R等の電子記録媒体により納品すること。

なお、将来的に加工して利用できるよう、白完パッケージデータも併せて納品すること。

(2) 実績報告書の作成・提出

委託業務の終了後、成果品と併せて、委託業務の内容を記録した報告書を作成し、紙媒体2部、電子記録媒体(DVD)1部を屋久島町に提出すること。

6 業務の履行その他特記事項

(1) 成果品及び本委託業務により生じた著作権等の知的財産は、全て屋久島町に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使してはならない。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、屋久島町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、屋久島町にその損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(3) 本業務に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者負担とする。

(4) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により屋久島町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 受託者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(6) 受託者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守すること。

(7) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに屋久島町に報告すること。

(8) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

(9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際には、協力すること。

(10) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、屋久島町と受託者で協議の上、決定する。

(11) 本業務に係る内容は、屋久島町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。

- (12) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (13) 成果品を屋久島町へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (14) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、屋久島町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。